



海と太陽とみどりの中で  
ひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎

# **(公財) 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 改革に向けた考え方**

**平成 30 年 1 月**

## ① 外郭団体の定義

本市では、市が直接事業を実施するよりも、外部組織に委ねた方がより効率的・効果的であるなどの理由から、外郭団体を設置してきました。

平成 24 年度に策定した「外郭団体見直し基本方針（改訂版）」では、本市の外郭団体の範囲を、市が 100%出資している団体、または、財政的支援等を行いかつ公の施設の管理運営を担うなど市の施策と密接に関連している団体と定義しています。

## ② 茅ヶ崎市の外郭団体

本市の外郭団体を前記の定義に当てはめると、次のとおりとなり、全部で 4 団体となります。

【表 1 外郭団体の一覧】

No.	定義		
	外郭団体名	設立年月日	市出資率
	100%出資している団体		
1	公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	平成 8 年 4 月 1 日	100%
2	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団	平成 5 年 3 月 9 日	100%
	財政的支援等を行いかつ公の施設の管理運営を担うなど市の施策と密接に関連している団体		
3	公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	平成 2 年 10 月 1 日	
4	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	昭和 54 年 2 月 1 日	

（「外郭団体見直し基本方針（改訂版）」（H24 年度策定）より）

## ③ これまでの取組み

本市では、平成 19 年度に「外郭団体見直し基本方針」を策定し、外郭団体の効率的・効果的な経営体制を確立するための取組み内容と市としての外郭団体への関与のあり方について明らかにしました。24 年度には、従前のコンセプトを踏襲した「外郭団体見直し基本方針（改訂版）」を策定し、3 箇年の「外郭団体の経営計画」を策定すること、また、その経営計画に基づき「外郭団体経営報告書」を毎年公表することとしています。

24 年度には、25 年度から 27 年度の 3 箇年を計画期間とする「茅ヶ崎市経営改善方針」、また 27 年度には、28 年度から 30 年度の 3 箇年を計画期間とする「茅ヶ崎市経営改善方針（2015 年度版）」を策定し、『外郭団体の経営改善』を重点事項へ位置付け、社会経済情勢の変化を念頭に、外郭団体の社会的役割や機能、経営状況を検証し、自立的・効率的な経営体制の確立を目指して取組みを進めることとしています。

本年度に策定を予定している 30 年度から 32 年度の 3 箇年を計画期間とする「茅ヶ崎市経営改善

方針（2017年度版）」においても同様に重点事項に位置付け、取組みを進めることとしています。

さらに 28 年度に策定した「時代に即した行政経営の基本方針 2017（C3 成長加速化方針）」においては、『外郭団体への支援策等の見直し』を位置付け、外郭団体の経営改善に係る取組みを加速化させることとしています。

## 4 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の概要等は次のとおりです。

### (1) 概要

【表2 (公財) 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団について】

外郭団体名	団体職員数 ( ) 内は、市 OB 職員数 (H29.11.1 現在)				
設立目的	事業概要				
(公財) 茅ヶ崎市文化スポーツ振興財団	常勤役員	非常勤役員	常勤職員	非常勤職員	合計
	1 (1)	11	26 (3)	75	113
文化芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を行い、茅ヶ崎市民が心豊かで潤いのある市民生活を送り、健やかで活力ある地域の形成と発展に寄与することを目的とする。	芸術文化の振興を目的とする事業、スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業、その他、この法人の目的を達成するために必要な事業				

### (2) 指定管理者として管理する施設

- ・茅ヶ崎市民文化会館
- ・茅ヶ崎市美術館
- ・茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）
- ・茅ヶ崎市体育館
- ・茅ヶ崎市体育施設
- ・柳島しおさい公園

## 5 改革に向けた計画策定の目的

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）は、平成 8 年に設立されて以来、約 21 年間にわたり市の文化・スポーツの振興をリードする役目を果たしています。

財団の持つノウハウやネットワークは、本市にとっても有益なものであるため、これらを有効に活用することが求められている一方で、上述の行政改革の方針に基づき、自立に向けた経営の転換についても求められているところです。

このような状況のもと、財団が抱える課題について、適切かつ計画的な対応を行い、財団の市依存型から自立的な経営の確立を図ることを目的に、28 年度に市において決定した「C 3」に位置付けた『外郭団体への支援策等に関する見直し』を踏まえ、35 年度以降の指定管理期間における公募を見据えた、財団の自主的な取組みを定めるよう要請するものです。

## 6 課題

### (1) 事業に関する課題

- ① 市民への多様な文化・スポーツに触れる機会を提供する役割があるため、集客を見込める事業に限定することは難しいことですが、市民の参加率や収支結果を踏まえ、事業の見直しを検討する（選択と集中を行う）必要があります。
- ② 「公益法人」であることを踏まえ、収益事業（自主財源となる事業）を積極的に実施する必要があります。

### (2) 組織に関する課題

- ① 組織強化のため、財団職員への意識改革及び経営感覚の醸成を行い、また、特定職員の今後のあり方を検討する必要があります。
- ② 財団を構成する職員の年齢構成の隔たりや幹部候補生不足を解消するために、財団職員の採用計画の作成と職員に対する人材育成を行う必要があります。
- ③ 財団職員の資質と勤労意欲を向上させるために、人事評価制度に代表される本市と同様な取り組みを行う必要があります。

### (3) 経営に関する課題

- ① 遊休財産の透明性を図るとともに、その用途を明確化する必要があります。
- ② 本市の支出である指定管理料が、財団の収入の多くを占めており、指定管理の受託を民間と競争する場合には、今までの経営基盤の抜本的な見直しを行う必要があります。
- ③ 本市の極めて厳しい財政状況下では、今までどおりの支援（非公募による指定管理者への選定等）を続けることは難しく、そして、指定管理の受託を民間と競争する場合は、人件費の考え方の抜本的な改革を行う必要があります。

## 7 具体的な取組み

### (1) 事業に関する取組み

- ① 事務事業評価制度を導入することで、いわゆる PDCA サイクルに基づき、その結果を翌年度の予算に反映するとともに、事業の改善・廃止計画を作成することで、事業の選択と集中を図ります。
- ② 制度上認められる収益事業を積極的に実施します。

### (2) 組織に関する取組み

- ① プロパー職員の知識や能力を高めるために、研修制度の充実を図ります。
- ② 採用計画を作成し、財団職員の確保に努めます。

③ 成果主義、能力主義に基づく評価の導入を促進します。

④ 特定職員の今後のあり方を検討します。

(3) 経営に関する取り組み

① 遊休財産の管理運用基準を作成し、遊休財産を適法に運用します。

② 新たな公益目的事業を検討し、その認定を受けるとともに、市の事業のアウトソーシングの受け皿としての機能（＝政策支援型の機能）を促進します。

③ 財団職員の給与については、経営状況や他団体の状況等を考慮しながら、給与制度のあり方や各種手当の見直しを図ります。

## 8 進行管理（ロードマップを含めた改革に向けた計画の作成等）

財団は、社会情勢等の動向を的確に捉え、また、この考え方の目的を踏まえ、計画期間（30年～34年までの5年間）における『ロードマップ（行程表）』を含めた財団の課題に対する具体的な取り組みを別に定め、その着実な実施に努めることとします。

また、財団は、本市が定期的に策定する「外郭団体経営報告書」や「モニタリング結果報告書」の中で、定期的にロードマップの点検を行い、ロードマップの進捗状況については、財団のホームページ等を活用して公開することとします。

